

JA北海道信連

—資料編Ⅱ 自己資本の充実の状況等—

自己資本の充実の状況等 (単体)

1. 自己資本の状況

(1) 自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員やお客さまのニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。業務の効率化等に取り組み、内部留保の増加に努め、さらに会員からの資本調達を行った結果、平成25年度末における自己資本比率は、18.13%となりました。

なお、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出基準」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

(2) 自己資本調達手段の概要

当会の自己資本は会員からの普通出資のほか後配出資金、永久劣後特約付借入金により調達しています。

普通出資金

| 項目 | 内容 |
|-------------------|-----------------|
| 発行主体 | 北海道信用農業協同組合連合会 |
| 資本調達手段の種類 | 普通出資 |
| コア資本に係る基礎項目に算入した額 | 472億円(前年度459億円) |

後配出資金

| 項目 | 内容 |
|-------------------|-----------------|
| 発行主体 | 北海道信用農業協同組合連合会 |
| 資本調達手段の種類 | 後配出資金 |
| コア資本に係る基礎項目に算入した額 | 486億円(前年度486億円) |

永久劣後特約付借入金

| 項目 | 内容 |
|-------------------------|-----------------|
| 発行主体 | 北海道信用農業協同組合連合会 |
| 資本調達手段の種類 | 永久劣後特約付借入金 |
| コア資本に係る基礎項目に算入した額 | 258億円(前年度258億円) |
| 一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約 | あり(※1) |

※1 劣後事由(破産の場合または民事再生の場合)が発生・継続している場合を除き、かつ、監督当局の事前承認が得られた場合に、1か月前までに通知することにより、借入日より10年が経過した直後の利息支払期日およびそれ以降の利息支払期日に、いつでもその全部または一部を償還時までの経過利息とともに償還することが可能

(3) 当会の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当会は、まず規制対応および事業継続を確保する目的から、法令で定められた要件に基づき規制上の自己資本比率を算出し、規制資本を把握、管理することにより自己資本充実度の評価を行っています。

具体的には、規制資本管理規程を定め、信用リスク・アセット額については標準的手法および信用リスク削減手法、オペレーショナル・リスク相当額については基礎的手法を採用して、自己資本比率を算出し、モニタリングを実施しています。自己資本比率が一定の水準を下回るもしくは下回る可能性が高い等の場合は、自己資本増強等の実行可能な対応策を検討し、対応する態勢を構築しています。

また、金融機関が抱えるリスクが複雑・多様化する中で、健全性と安定性を継続的に確保していくためには、諸リスクの十分な把握と適切な管理・運営を行う包括的なリスク管理態勢を構築することが不可欠であります。当会におけるリスクマネジメントとは、「発生すると予想されるリスク量を適切に計測し、このリスクをあらかじめ定めた許容範囲内でコントロールすること」であり、リスクの許容量を踏まえた上で、「中長期的に安定した収支を確保すること」を目的としています。このような考え方を踏まえ、具体的な取り組みとして、財務上の諸リスクを中心に影響度が大きく計量可能なリスクに加え、定性的な管理が中心となるオペレーショナル・リスクについては基礎的手法にて計数化して、統合的なリスクの把握と管理を行っています。この統合的なリスク管理において、総体的に捉えたリスクを自己資本をベースとする経営体力と比較・対照することによって、自己資本の充実度の評価を行っています。

(1) 自己資本の構成

25年度

(単位：百万円)

| 項 目 | 平成25年度 | 経過措置による不算入額 |
|--|-----------|-------------|
| コア資本に係る基礎項目 (1) | | |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額 | 109,090 | |
| うち、出資金および資本準備金の額 | 95,879 | |
| うち、再評価積立金の額 | - | |
| うち、利益剰余金の額 | 14,975 | |
| うち、外部流出予定額 (△) | 1,764 | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | - | |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 5,597 | |
| うち、一般貸倒引当金および相互援助積立金コア資本算入額 | 5,597 | |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | - | |
| 適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 25,800 | |
| うち、回転出資金の額 | - | |
| うち、負債性資本調達手段の額 | 25,800 | |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | - | |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 2,806 | |
| コア資本に係る基礎項目の額 (イ) | 143,294 | |
| コア資本に係る調整項目 (2) | | |
| 無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。) の額の合計額 | - | 190 |
| うち、のれんに係るものの額 | - | - |
| うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額 | - | 190 |
| 繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額 | - | - |
| 適格引当金不足額 | - | - |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | - | - |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | - | - |
| 前払年金費用の額 | - | - |
| 自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額 | - | - |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | - | - |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 | - | - |
| 特定項目に係る十パーセント基準超過額 | - | - |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額 | - | - |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関するものの額 | - | - |
| うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関するものの額 | - | - |
| 特定項目に係る十五パーセント基準超過額 | - | - |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額 | - | - |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関するものの額 | - | - |
| うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関するものの額 | - | - |
| コア資本に係る調整項目の額 (ロ) | - | |
| 自己資本 | | |
| 自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ) | 143,294 | |
| リスク・アセット等 (3) | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 767,351 | |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | △ 197,961 | |
| うち、無形固定資産 (のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く) | 190 | |
| うち、繰延税金資産 | - | |
| うち、前払年金費用 | - | |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | △ 204,389 | |
| うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額に係るものの額 | 6,237 | |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 | 22,886 | |
| 信用リスク・アセット調整額 | - | |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 | - | |
| リスク・アセット等の額の合計額 (ニ) | 790,237 | |
| 自己資本比率 | | |
| 自己資本比率 ((ハ) / (ニ)) | 18.13% | |

自己資本の充実の状況等 (単体)

24年度

(単位：百万円)

| 項 目 | 平成24年度 |
|--|---------|
| 出 資 金 | 94,599 |
| うち後配出資金 | 48,650 |
| 回 転 出 資 金 | - |
| 再 評 価 積 立 金 | - |
| 資 本 準 備 金 | - |
| 利 益 準 備 金 | 1,210 |
| 経 営 基 盤 安 定 化 積 立 金 | - |
| 資 本 積 立 金 | - |
| 特 別 積 立 金 | - |
| 次 期 繰 越 剰 余 金 (又 は 次 期 繰 越 損 失 金) | 3,906 |
| 処 分 未 済 持 分 | - |
| そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損 | - |
| 営 業 権 相 当 額 | - |
| 企 業 結 合 に よ り 計 上 さ れ る 無 形 固 定 資 産 相 当 額 | - |
| 証 券 化 取 引 に よ り 増 加 し た 自 己 資 本 に 相 当 す る 額 | - |
| 基 本 的 項 目 計 (A) | 99,715 |
| 土 地 の 再 評 価 額 と 再 評 価 の 直 前 の 帳 簿 価 額 の 差 額 の 45% 相 当 額 | 2,806 |
| 一 般 貸 倒 引 当 金 | 171 |
| 相 互 援 助 積 立 金 | 5,589 |
| 負 債 性 資 本 調 達 手 段 等 | 25,800 |
| 負 債 性 資 本 調 達 手 段 | 25,800 |
| 期 限 付 劣 後 債 務 | - |
| 補 完 的 項 目 不 算 入 額 (△) | △874 |
| 補 完 的 項 目 計 (B) | 33,493 |
| 自 己 資 本 総 額 (A + B) (C) | 133,209 |
| 他 の 金 融 機 関 の 資 本 調 達 手 段 の 意 図 的 な 保 有 相 当 額 | - |
| 負 債 性 資 本 調 達 手 段 お よ び こ れ に 準 ず る も の | - |
| 期 限 付 劣 後 債 務 お よ び こ れ に 準 ず る も の | - |
| 非 同 時 決 済 取 引 に 係 る 控 除 額 お よ び 信 用 リ ス ク 削 減 手 法 と し て 用 い る 保 証 又 は ク レ ジ ッ ト ・ テ リ バ ティ ッ プ の 免 責 額 に 係 る 控 除 額 | - |
| 基 本 的 項 目 か ら の 控 除 分 を 除 く、自 己 資 本 控 除 と さ れ る 証 券 化 エ ク ス ポー ジ ャー (フ ァ ン ド の うち 裏 付 資 産 を 把 握 で き な い 資 産 を 含 む。) お よ び 信 用 補 完 機 能 を 持 つ I/O ス ト リ ッ プ ス (告 示 第 223 条 を 準 用 す る 場 合 を 含 む。) | 476 |
| 控 除 項 目 不 算 入 額 | - |
| 控 除 項 目 計 (D) | 476 |
| 自 己 資 本 額 (C - D) (E) | 132,732 |
| 資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目 | 684,573 |
| オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目 | 73,746 |
| オ ペ レー シ ョ ナ ル ・ リ ス ク 相 当 額 を 8% で 除 し て 得 た 額 | 23,599 |
| リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 計 (F) | 781,919 |
| T i e r 1 比 率 (A/F) | 12.75% |
| 自 己 資 本 比 率 (E/F) | 16.97% |

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しており、平成24年度は旧告示(バーゼルⅡ)に基づく単体自己資本比率を記載しています。なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
- なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
3. 平成24年度については、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例を定める告示(平成24年金融庁・農水省告示第13号)」に基づき基本的項目から、その他有価証券評価差損を控除していないため、「その他有価証券の評価差損」は「-」(ハイフン)で記載しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

a. 信用リスクに対する所要自己資本の額およびポートフォリオごとの額

(単位：百万円)

| 信用リスク・アセット (標準的手法) | 平成24年度 | | | 平成25年度 | | |
|---|-------------------|------------------|-------------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| | エクスポージャーの 期末残高 | リスク・アセット額 a | 所要自己資本額 b=a×4% | エクスポージャーの 期末残高 | リスク・アセット額 a | 所要自己資本額 b=a×4% |
| 我が国の中央政府および中央銀行向け | 339,832 | — | — | 455,885 | — | — |
| 我が国の地方公共団体向け | 269,251 | — | — | 262,395 | — | — |
| 地方公共団体金融機関向け | 9,721 | 410 | 16 | 4,574 | 416 | 16 |
| 我が国の政府関係機関向け | 45,517 | 3,660 | 146 | 48,841 | 4,374 | 174 |
| 地方三公社向け | 22,453 | — | — | 20,870 | 0 | — |
| 金融機関および第一種金融商品取引業者向け | 1,846,881 | 398,991 | 15,959 | 1,784,616 | 350,472 | 14,018 |
| 法人等向け | 296,744 | 213,305 | 8,532 | 302,533 | 220,217 | 8,808 |
| 中小企業等向けおよび個人向け | 16,168 | 12,095 | 483 | 16,100 | 12,017 | 480 |
| 抵当権付住宅ローン | 41 | 14 | 0 | 35 | 12 | 0 |
| 不動産取得等事業向け | 902 | 840 | 33 | 820 | 766 | 30 |
| 三月以上延滞等 | 569 | 475 | 19 | 55 | 83 | 3 |
| 信用保証協会等による保証付 出 資 等 | 36,061 107,562 | 3,464 107,562 | 138 4,302 | 31,603 20,255 | 3,107 20,139 | 124 805 |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段 | | | | 136,259 | 340,648 | 13,625 |
| 特定項目のうち調整項目に算入されないもの | | | | — | — | — |
| 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド) のうち、個々の資産の把握が困難な資産 | 299 | 1 | 0 | 389 | 1 | 0 |
| 証券化 | 21,338 | 6,745 | 269 | 13,088 | 8,845 | 353 |
| 経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの | | | | | △197,961 | △7,918 |
| 上記以外 | 17,883 | 10,751 | 430 | 10,271 | 4,195 | 167 |
| 標準的手法を適用するエクスポージャー別計 | 3,031,228 | 758,319 | 30,332 | 3,108,596 | 767,337 | 30,693 |
| CVAリスク相当額÷8% | | | | | 12 | 0 |
| 中央清算機関関連エクスポージャー | | | | 76 | 1 | 0 |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 3,031,228 | 758,319 | 30,332 | 3,108,673 | 767,351 | 30,694 |

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
 5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものを、不算入としたものが該当します。
 7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

b. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

| オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 | 平成24年度 | | 平成25年度 | |
|------------------------------|-------------------------------|-------------------|-------------------------------|-------------------|
| | オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除した額 a | 所要自己資本額 b=a×4% | オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除した額 a | 所要自己資本額 b=a×4% |
| オペレーショナル・リスクに 対する所要自己資本の額 | 23,599 | 943 | 22,886 | 915 |

- (注) 1. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{(\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

c. 単体自己資本比率の分母の額に4%を乗じた額

(単位：百万円)

| 所要自己資本額 | 平成24年度 | | 平成25年度 | |
|---------|---------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
| | リスク・アセット(分母)合計 a | 所要自己資本額 b=a×4% | リスク・アセット(分母)合計 a | 所要自己資本額 b=a×4% |
| 所要自己資本額 | 781,919 | 31,276 | 790,237 | 31,609 |

自己資本の充実の状況等 (単体)

2. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等の理由により、破綻または延滞・金利減免等の状況が生じ、保有する債権から期待する経済的効果を得られないリスクのことです。

当会は、信用リスクを金融の繁閑によらない安定的な収益源として位置付け、「発生すると予想されるリスク量を適切に計測し、このリスクをあらかじめ定められた許容範囲内でコントロールする」ため、運用資産に内包する信用リスクを定量化し、資産の「安全性」確保と信用リスクに見合った「収益性」確保を目的として内部規程を定めて適切に管理しています。

信用リスクのモニタリング情報については、毎月役員報告するとともに、四半期ごとに理事会・経営管理委員会にも報告する態勢をとっています。

経営戦略に基づく信用リスク管理の基本的な方針等は、リスク管理委員会で審議のうえ理事会にて決定しています。

また、重要な案件の個別与信判断等については、理事長以下役員および関連部長によって構成される融資協議会にて審議を行っています。

与信審査については、フロント・営業企画セクションから独立した審査所管部を設置し、個別内部格付の審査、個別与信審査、自己査定における第2次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え適正なリターンを確保を図っています。

貸倒引当金の計上については、「資産・負債の評価および償却・引当の計上基準」に基づき行っています。なお計上基準については注記表に記載しています。

(2) 標準的な手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセット額の算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- ① リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

| 適 格 格 付 機 関 |
|------------------------------------|
| 株式会社格付投資情報センター (R&I) |
| 株式会社日本格付研究所 (JCR) |
| ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's) |
| スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービス (S&P) |
| フィッチレーティングスリミテッド (Fitch) |

- ② リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

| エクスポージャー | 適格格付機関 | カントリー・リスク・スコア |
|--------------------|-------------------------------|---------------|
| 中央政府および中央銀行 | | 日本貿易保険 |
| 国際開発銀行向けエクスポージャー | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch | |
| 金融機関向けエクスポージャー | | 日本貿易保険 |
| 法人等向けエクスポージャー (長期) | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch | |
| 法人等向けエクスポージャー (短期) | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch | |

注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

a. 地域別

(単位：百万円)

| | 平成24年度 | | | | 平成25年度 | | | |
|-----|----------------------|----------|--------------------|---|----------------------|----------|--------------------|---|
| | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | | | | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | | | |
| | うち 貸出金等 | うち 債券 | うち 店頭 デリバティブ | | うち 貸出金等 | うち 債券 | うち 店頭 デリバティブ | |
| 国 内 | 2,994,525 | 861,299 | 658,353 | - | 3,083,023 | 872,497 | 674,637 | - |
| 国 外 | 15,364 | - | 15,364 | - | 12,560 | - | 12,560 | - |
| 合 計 | 3,009,890 | 861,299 | 673,718 | - | 3,095,584 | 872,497 | 687,198 | - |

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のことをいいます。

b. 業種別

(単位：百万円)

| | 平成24年度 | | | | 平成25年度 | | | |
|----------------|----------------------|------------|---------|----------------|----------------------|------------|---------|----------------|
| | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | | | | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | | | |
| | | うち 貸出金等 | うち債券 | うち店頭 デリバティブ | | うち 貸出金等 | うち債券 | うち店頭 デリバティブ |
| 農 業 | 7,749 | 7,749 | - | - | 7,294 | 7,294 | - | - |
| 林 業 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 水 産 業 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 製 造 業 | 44,628 | 44,095 | - | - | 41,205 | 37,398 | 2,655 | - |
| 法 鈷 業 | - | - | - | - | 348 | 348 | - | - |
| 建設・不動産業 | 35,986 | 35,870 | - | - | 34,438 | 34,322 | - | - |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 27,130 | 17,505 | 8,547 | - | 29,028 | 19,008 | 8,832 | - |
| 運輸・通信業 | 23,725 | 3,752 | 19,972 | - | 19,062 | 2,992 | 16,069 | - |
| 金融・保険業 | 1,845,183 | 352,845 | 143,033 | - | 1,934,509 | 373,056 | 54,285 | - |
| 卸売・小売・飲食・サービス業 | 270,578 | 270,508 | - | - | 265,344 | 263,554 | 1,121 | - |
| 日本国政府・地方公共団体 | 606,003 | 110,380 | 495,623 | - | 717,233 | 116,550 | 600,682 | - |
| 上記以外 | 6,542 | 1 | 6,541 | - | 3,560 | - | 3,551 | - |
| 個人 | 18,589 | 18,589 | - | - | 17,971 | 17,971 | - | - |
| その他 | 123,773 | - | - | - | 25,587 | - | - | - |
| 合 計 | 3,009,890 | 861,299 | 673,718 | - | 3,095,584 | 872,497 | 687,198 | - |

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のことをいいます。
4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

c. 残存期間別

(単位：百万円)

| | 平成24年度 | | | | 平成25年度 | | | |
|------------|----------------------|------------|---------|----------------|----------------------|------------|---------|----------------|
| | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | | | | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | | | |
| | | うち 貸出金等 | うち債券 | うち店頭 デリバティブ | | うち 貸出金等 | うち債券 | うち店頭 デリバティブ |
| 1年以下 | 1,842,625 | 417,252 | 76,537 | - | 1,849,846 | 415,662 | 19,709 | - |
| 1年超3年以下 | 194,603 | 86,604 | 107,599 | - | 144,342 | 73,919 | 70,423 | - |
| 3年超5年以下 | 220,863 | 93,147 | 127,715 | - | 229,445 | 120,643 | 108,802 | - |
| 5年超7年以下 | 153,416 | 75,859 | 77,556 | - | 178,348 | 70,547 | 107,800 | - |
| 7年超10年以下 | 243,398 | 96,208 | 147,144 | - | 381,186 | 140,519 | 240,667 | - |
| 10年超 | 187,277 | 50,112 | 137,165 | - | 190,678 | 50,884 | 139,794 | - |
| 期限の定めのないもの | 167,706 | 42,113 | - | - | 121,734 | 320 | - | - |
| 合 計 | 3,009,890 | 861,299 | 673,718 | - | 3,095,584 | 872,497 | 687,198 | - |

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のことをいいます。

自己資本の充実の状況等 (単体)

(2) 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

a. 地域別

(単位：百万円)

| | | 平成24年度 | 平成25年度 |
|---|---|--------|--------|
| 国 | 内 | 569 | 55 |
| 国 | 外 | — | — |
| 合 | 計 | 569 | 55 |

(注)「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことをいいます。

b. 業種別

(単位：百万円)

| | | | 平成24年度 | 平成25年度 |
|----|-----|-------------------------|--------|--------|
| 法人 | 農 | 業 | — | — |
| | 林 | 業 | — | — |
| | 水 | 産 業 | — | — |
| | 製 | 造 業 | — | — |
| | 鉱 | 業 | — | — |
| | 建 設 | ・ 不 動 産 業 | 318 | 55 |
| | 電 気 | ・ ガス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 | — | — |
| | 運 輸 | ・ 通 信 業 | — | — |
| | 金 融 | ・ 保 険 業 | 250 | — |
| | 卸 売 | ・ 小 売 ・ 飲 食 ・ サ ー ビ ス 業 | — | — |
| | 上 | 記 以 外 | — | — |
| 個 | 人 | — | — | |
| 合 | 計 | 569 | 55 | |

(注)「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことをいいます。

(3) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額

a. 種類別

(単位：百万円)

| | 平成24年度 | | | | | 平成25年度 | | | | |
|---------|--------|-------|-------|-------|------|--------|-------|-------|-----|------|
| | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 |
| | | | 目的使用 | その他 | | | | 目的使用 | その他 | |
| 一般貸倒引当金 | 291 | 171 | — | 291 | 171 | 171 | 7 | — | 171 | 7 |
| 個別貸倒引当金 | 1,347 | 935 | 235 | 1,103 | 943 | 943 | 382 | 15 | 927 | 358 |

b. 地域別

(単位：百万円)

| | | 平成24年度 | | | | | 平成25年度 | | | | |
|---|---|--------|-------|-------|-------|------|--------|-------|-------|-----|------|
| | | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 |
| | | | | 目的使用 | その他 | | | | 目的使用 | その他 | |
| 国 | 内 | 1,347 | 935 | 235 | 1,103 | 943 | 943 | 382 | 15 | 927 | 358 |
| 国 | 外 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 合 | 計 | 1,347 | 935 | 235 | 1,103 | 943 | 943 | 382 | 15 | 927 | 358 |

(注)一般貸倒引当金については地域別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

c. 業種別

(単位：百万円)

| | | 平成24年度 | | | | | 平成25年度 | | | | |
|----|----------------|--------|-------|-------|-----|------|--------|-------|-------|-----|------|
| | | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 |
| | | | | 目的使用 | その他 | | | | 目的使用 | その他 | |
| 法人 | 農業 | 16 | 0 | - | 16 | 0 | 0 | 5 | - | 0 | 5 |
| | 林業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 水産業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 製造業 | 205 | 193 | - | 205 | 193 | 193 | - | - | 193 | - |
| | 鉱業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 建設・不動産業 | 325 | 226 | 71 | 254 | 226 | 226 | 179 | - | 226 | 179 |
| | 電気・ガス・熱供給・水道業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 運輸・通信業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 金融・保険業 | 366 | 262 | 63 | 303 | 262 | 262 | 166 | - | 262 | 158 |
| | 卸売・小売・飲食・サービス業 | 418 | 242 | 96 | 314 | 250 | 250 | 17 | 8 | 242 | 9 |
| | 上記以外 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 個人 | 15 | 10 | 5 | 9 | 10 | 10 | 13 | 7 | 2 | 5 | |
| 合計 | 1,347 | 935 | 235 | 1,103 | 943 | 943 | 382 | 15 | 927 | 358 | |

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(4) 業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

| | | 平成24年度 | 平成25年度 |
|----------------|--|--------|--------|
| | | 法人 | |
| 農業 | | - | - |
| 林業 | | - | - |
| 水産業 | | - | - |
| 製造業 | | - | - |
| 鉱業 | | - | - |
| 建設・不動産業 | | 6 | - |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | | - | - |
| 運輸・通信業 | | - | - |
| 金融・保険業 | | - | 7 |
| 卸売・小売・飲食・サービス業 | | 6 | - |
| 上記以外 | | - | - |
| 個人 | | 0 | 0 |
| 合計 | | 13 | 7 |

自己資本の充実の状況等 (単体)

(5) 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

| | 平成24年度 | | | 平成25年度 | | |
|-------|---------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|
| | 格付あり | 格付なし | 計 | 格付あり | 格付なし | 計 |
| 0% | - | 698,723 | 698,723 | - | 788,150 | 788,150 |
| 2% | - | - | - | - | 73 | 73 |
| 4% | - | - | - | - | 2 | 2 |
| 10% | - | 75,232 | 75,232 | - | 78,504 | 78,504 |
| 20% | 18,164 | 1,765,123 | 1,783,288 | 8,775 | 1,755,193 | 1,763,969 |
| 35% | - | 41 | 41 | - | 35 | 35 |
| 50% | 120,576 | 250 | 120,827 | 137,975 | - | 137,975 |
| 75% | - | 16,138 | 16,138 | - | 16,039 | 16,039 |
| 100% | 29,185 | 286,211 | 315,396 | 34,646 | 282,559 | 317,205 |
| 150% | - | 242 | 242 | - | 55 | 55 |
| 200% | - | - | - | - | - | - |
| 250% | - | - | - | - | - | - |
| その他 | - | - | - | - | - | - |
| 1250% | - | - | - | - | - | - |
| 合 計 | 167,927 | 2,841,962 | 3,009,890 | 181,397 | 2,920,614 | 3,102,011 |

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
 3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法

～自己資本比率算出における取扱い～

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出基準」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

① 適格金融資産担保

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

② 保証

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、地方公共団体金融機構、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証

債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

③ 貸出金と自会貯金の相殺

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

(2) 内部管理における信用リスク削減手法

① 担保に関する評価、管理の方針および手続の概要

担保に関する評価および管理方針は、内部規程にて定め、当該規程に従って定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。

② 主要な担保・保証の種類

主要な担保の種類は、不動産、営業債権担保です。また、主要な保証の種類は、地方公共団体の損失補償・債務保証、農業信用基金協会による保証です。

③ 信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関する情報

当会は北海道JAグループの一員として、JA・連合会等会員の資金需要に対し、法令で定める限度の範囲内において適正に対応しています。

また、農業の発展に寄与する事業法人等に対しては、格付別の1先当たり与信限度額設定や格付別・業種別与信状況の定期的なモニタリング等を通じて、過度な与信集中を排除するよう努めています。

(1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

| | 平成24年度 | | | 平成25年度 | | |
|----------------------|--------------|--------|------------------|--------------|--------|------------------|
| | 適格金融 資産担保 | 保証 | クレジット・ デリバティブ | 適格金融 資産担保 | 保証 | クレジット・ デリバティブ |
| 地方公共団体金融機関向け | - | 5,675 | - | - | 504 | - |
| 我が国の政府関係機関向け | - | 8,913 | - | - | 5,241 | - |
| 地方三公社向け | - | 22,453 | - | - | 20,870 | - |
| 金融機関および第一種金融商品取引業者向け | 9 | - | - | 57 | - | - |
| 法人等向け | 629 | 6,070 | - | 300 | 4,525 | - |
| 中小企業等向けおよび個人向け | - | - | - | - | - | - |
| 抵当権付住宅ローン | - | - | - | - | - | - |
| 不動産取得等事業向け | - | - | - | - | - | - |
| 三月以上延滞等 | - | - | - | - | - | - |
| 証券化 | - | - | - | - | - | - |
| 中央清算機関関連 | - | - | - | - | - | - |
| 上記以外 | - | - | - | - | - | - |
| 合計 | 639 | 43,113 | - | 357 | 31,141 | - |

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引のことをいいます。

4. 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手順の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。これら取引については、内部規程において建玉の水準を個々に定め、その範囲内において適正に行うとともに、その遵守状況についてはリスク統括部署においてモニタリングし、適正に管理を行っています。

また、「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。当会においては、これら取引を行っていないため、リスク管理の方針および手順等は定めていません。

(1) 派生商品取引および長期決済期間取引の状況

| | 平成24年度 | 平成25年度 |
|----------------|-----------------|-----------------|
| 与信相当額の算出に用いる方式 | カレント・エクスポージャー方式 | カレント・エクスポージャー方式 |

自己資本の充実の状況等 (単体)

《平成24年度》

(単位：百万円)

| | グロス再構築 コストの額 | 信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額 | 担 保 | | | 信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額 |
|----------------------------------|-----------------|----------------------------|-------------|-----|-----|----------------------------|
| | | | 現金・ 自会貯金 | 債 券 | その他 | |
| (1) 外国為替関連取引 | 16 | 50 | - | - | - | 50 |
| (2) 金利関連取引 | - | 45 | - | - | - | 45 |
| (3) 金関連取引 | - | - | - | - | - | - |
| (4) 株式関連取引 | - | 447 | - | - | - | 447 |
| (5) 貴金属（金を除く）関連取引 | - | - | - | - | - | - |
| (6) その他コモディティ関連取引 | - | - | - | - | - | - |
| (7) クレジット・デリバティブ | - | - | - | - | - | - |
| 派生商品合計 | 16 | 542 | - | - | - | 542 |
| 長期決済期間取引 | | | | | | |
| 一括清算ネットिंग契約による 与信相当額削減効果 (▲) | | - | | | | - |
| 合 計 | 16 | 542 | - | - | - | 542 |

《平成25年度》

(単位：百万円)

| | グロス再構築 コストの額 | 信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額 | 担 保 | | | 信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額 |
|----------------------------------|-----------------|----------------------------|-------------|-----|-----|----------------------------|
| | | | 現金・ 自会貯金 | 債 券 | その他 | |
| (1) 外国為替関連取引 | 2 | 42 | - | - | - | 42 |
| (2) 金利関連取引 | - | - | - | - | - | - |
| (3) 金関連取引 | - | - | - | - | - | - |
| (4) 株式関連取引 | - | 31 | - | - | - | 31 |
| (5) 貴金属（金を除く）関連取引 | - | - | - | - | - | - |
| (6) その他コモディティ関連取引 | - | - | - | - | - | - |
| (7) クレジット・デリバティブ | - | - | - | - | - | - |
| 派生商品合計 | 2 | 74 | - | - | - | 74 |
| 長期決済期間取引 | | | | | | |
| 一括清算ネットिंग契約による 与信相当額削減効果 (▲) | | - | | | | - |
| 合 計 | 2 | 74 | - | - | - | 74 |

(注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。

2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する事項はありません

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する事項はありません

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針およびリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引に係るエクスポージャーのことですが、該当するものではありません。

証券化エクスポージャーの取得に当たっては、外部格付および保有期間毎に定めた取得限度額の範囲内として過度な集中を避けるとともに、フロントから独立した審査所管部が取得審査を行うことにより、内部牽制を行っています。

また、取得後については、フロントが格付等信用力の変化の管理を行い、その内容を審査所管部・リスク統括部署に報告する体制としています。

(2) 信用リスク・アセット額の算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセット額の算出については、標準的手法を採用しています。

(3) 証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」および「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関

| |
|------------------------------------|
| 株式会社格付投資情報センター (R&I) |
| 株式会社日本格付研究所 (JCR) |
| ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's) |
| スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス (S&P) |
| フィッチレーティングスリミテッド (Fitch) |

(5) 内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

(1) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項
該当する事項はありません

(2) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

a. 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

| | | 平成24年度 | | 平成25年度 | |
|---------|------------|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| | | 証券化 エクスポージャー | 再証券化 エクスポージャー | 証券化 エクスポージャー | 再証券化 エクスポージャー |
| オン・バランス | クレジットカード与信 | 500 | — | 1,762 | — |
| | 住宅ローン | 1,858 | — | 1,408 | — |
| | 自動車ローン | 7,608 | — | 7,654 | — |
| | その他 | 11,848 | — | 2,263 | — |
| | 合計 | 21,815 | — | 13,088 | — |
| オフ・バランス | クレジットカード与信 | — | — | — | — |
| | 住宅ローン | — | — | — | — |
| | 自動車ローン | — | — | — | — |
| | その他 | — | — | — | — |
| | 合計 | — | — | — | — |

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載していますが、再証券化エクスポージャーに該当するものではありません。

自己資本の充実の状況等 (単体)

b. リスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額

《平成24年度》

(単位：百万円)

| | 証券化エクスポージャー | | | 再証券化エクスポージャー | | |
|---------|---------------|---------------|------------|---------------|----|---------|
| | リスク・ウェイト区分 | 残高 | 所要自己資本額 | リスク・ウェイト区分 | 残高 | 所要自己資本額 |
| オン・バランス | リスク・ウェイト 20% | 17,819 | 142 | リスク・ウェイト 20% | — | — |
| | リスク・ウェイト 50% | 3,045 | 60 | リスク・ウェイト 50% | — | — |
| | リスク・ウェイト 100% | — | — | リスク・ウェイト 100% | — | — |
| | リスク・ウェイト 350% | 474 | 66 | リスク・ウェイト 350% | — | — |
| | その他のリスク・ウェイト | — | — | その他のリスク・ウェイト | — | — |
| | 自己資本控除 | 476 | 476 | 自己資本控除 | — | — |
| | 合計 | 21,815 | 746 | 合計 | — | — |
| オフ・バランス | リスク・ウェイト 20% | — | — | リスク・ウェイト 20% | — | — |
| | リスク・ウェイト 50% | — | — | リスク・ウェイト 50% | — | — |
| | リスク・ウェイト 100% | — | — | リスク・ウェイト 100% | — | — |
| | リスク・ウェイト 350% | — | — | リスク・ウェイト 350% | — | — |
| | その他のリスク・ウェイト | — | — | その他のリスク・ウェイト | — | — |
| | 自己資本控除 | — | — | 自己資本控除 | — | — |
| | 合計 | — | — | 合計 | — | — |

《平成25年度》

(単位：百万円)

| | 証券化エクスポージャー | | | 再証券化エクスポージャー | | |
|---------|----------------|---------------|------------|----------------|----|---------|
| | リスク・ウェイト区分 | 残高 | 所要自己資本額 | リスク・ウェイト区分 | 残高 | 所要自己資本額 |
| オン・バランス | リスク・ウェイト 20% | 11,852 | 94 | リスク・ウェイト 20% | — | — |
| | リスク・ウェイト 50% | 416 | 8 | リスク・ウェイト 50% | — | — |
| | リスク・ウェイト 100% | — | — | リスク・ウェイト 100% | — | — |
| | リスク・ウェイト 350% | 441 | 61 | リスク・ウェイト 350% | — | — |
| | その他のリスク・ウェイト | — | — | その他のリスク・ウェイト | — | — |
| | リスク・ウェイト 1250% | 377 | 188 | リスク・ウェイト 1250% | — | — |
| | 合計 | 13,088 | 353 | 合計 | — | — |
| オフ・バランス | リスク・ウェイト 20% | — | — | リスク・ウェイト 20% | — | — |
| | リスク・ウェイト 50% | — | — | リスク・ウェイト 50% | — | — |
| | リスク・ウェイト 100% | — | — | リスク・ウェイト 100% | — | — |
| | リスク・ウェイト 350% | — | — | リスク・ウェイト 350% | — | — |
| | その他のリスク・ウェイト | — | — | その他のリスク・ウェイト | — | — |
| | リスク・ウェイト 1250% | — | — | リスク・ウェイト 1250% | — | — |
| | 合計 | — | — | 合計 | — | — |

(注) 1. 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載していますが、再証券化エクスポージャーに該当するものではありません。
 2. 「その他のリスク・ウェイト」には、自己資本比率告示第225条第7項の規定により適用される裏付資産のリスク・ウェイトの加重平均値となるもの、および自己資本比率告示附則第13条の経過措置により適用される上記区分以外のリスク・ウェイトとなるものが該当します。
 3. リスク・ウェイト1250%（平成24年度については、自己資本控除）には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。

c. 自己資本比率告示第223条の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

| | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------------|--------|--------|
| クレジットカード与信 | — | — |
| 住宅ローン | — | — |
| 自動車ローン | — | — |
| その他 | 476 | 377 |
| 合計 | 476 | 377 |

- (注) 1. 自己資本比率告示第223条の規定に基づき、格付によりリスク・ウェイト1250%を適用したものおよび信用補完機能を持つI/Oストリップスによりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの他、複数の資産を裏付とする資産のうち個々の資産の把握が困難な資産で、格付がBB-未満又は無格付である証券化エクスポージャーが含まれている可能性のある資産を記載しています。
 なお、「信用補完機能をもつI/Oストリップス」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組まれたものことです。
 2. 「その他」には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。
 3. 平成24年度については、自己資本控除とした額を記載しています。

d. 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
該当ありません

e. 自己資本比率告示附則第13条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当ありません

6. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

当会では、金融業務を行う上でさらされているリスクのうち、システムリスク、事務リスク、法務リスク等について、それぞれ手続を定めて管理しています。

①システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備・不正使用等により損失を被るリスクのことです。

当会では、セキュリティポリシー等を網羅した「システムリスクマネジメントに係る基本方針」を制定し、システムの統制・管理体制を整備し、リスクの未然防止と系統信用事業オンラインシステムの安全な運用に努めています。

また、災害等不測の事態により系統信用事業オンラインシステムが正常に機能しなくなるなどの緊急事態に適切に対処することを目的に、事前準備および緊急時対応策を定めた危機管理計画を策定し備えています。

②その他のリスク（事務リスク、法務リスク等）

当会では信用リスク、市場リスク、流動性リスク、シス

テムリスク以外のリスクを「その他リスク」とし、内部規程を定めて適切に管理しています。当会では、これらリスクの管理強化を図るため、自主点検の実施や各事業本部から独立した「監査部」が全部署に対して定期的に行う業務監査等を通じて、業務運営や事務処理の適正化と事故の未然防止に努めています。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出します。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

出資その他これに類するエクスポージャーに関する管理の方針および手続の概要

当会で保有する出資その他これに類するエクスポージャーは、その他有価証券として区分される株式および外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

(1) その他有価証券として区分される株式

その他有価証券として区分される株式については、市場リ

スク管理の枠組みの中で適切にリスク管理を行っています。詳細については、「金利リスクに関する事項」の「リスク管理の方針および手続の概要」に記載しています。

(2) 外部出資勘定の株式又は出資

外部出資勘定の株式又は出資については、自己査定により、価値の毀損の危険性の度合いを判定し、適切に管理を行っています。

自己資本の充実の状況等 (単体)

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

| | 平成24年度 | | 平成25年度 | |
|-----|----------|--------|----------|--------|
| | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 |
| 上場 | 3,041 | 3,041 | 3,662 | 3,662 |
| 非上場 | 93,299 | 93,299 | 93,416 | 93,416 |
| 合計 | 96,341 | 96,341 | 97,079 | 97,079 |

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

| 平成24年度 | | | 平成25年度 | | |
|--------|-----|-----|--------|-----|-----|
| 売却益 | 売却損 | 償却額 | 売却益 | 売却損 | 償却額 |
| - | - | - | - | - | - |

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

| 平成24年度 | | 平成25年度 | |
|--------|-----|--------|-----|
| 評価益 | 評価損 | 評価益 | 評価損 |
| 1,221 | 123 | 1,490 | 217 |

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

| 平成24年度 | | 平成25年度 | |
|--------|-----|--------|-----|
| 評価益 | 評価損 | 評価益 | 評価損 |
| - | - | - | - |

8. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

当会では、「金利リスク」を含む市場リスクを極めて重要な収益源と位置付け、主体的にリスクテイクを行うことにより、効率的な市場ポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保を目指しています。

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことをいいます。主な市場リスクのひとつである金利リスクは、金利変動に伴い損失を被るリスクで資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクです。

リスクテイクを行うにあたっては、リスクの許容量を踏まえた上で、中長期的に安定した収支を確保するために、ALM管理手法を高度化してコア的な有価証券ポートフォリオを構築し、許容リスク内で収益の安定化・最大化を図っています。

また、リスクマネジメントの実効性を担保するために、市場取引業務の遂行に当たっては投資方針等の決定（企画）、取引の執行およびモニタリングを、それぞれ分離・独立して

行っています。具体的には、企画はALM委員会、執行は各フロントセクション、モニタリングはモニタリング部署が担当し、市場リスクに関する情報について毎月役員報告するとともに、四半期ごとに理事会にも報告する態勢をとっています。

(2) 当会が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

金利リスク量については、分散共分散法によるVaR（※）にて算出しています。当会の負債の大宗は会員JAからの貯金であり、能動的なコントロールが困難であることから、保守的な観点から資産・負債のネットティングはせず、金融資産のみで管理しています。なお、リスク算出の頻度は月次とし、貸出金の期限前返済は無いものとして、金利リスク量を算出しています。

※VaR（バリュー・アット・リスク）とは、ある金融資産を一定期間保有すると仮定した場合に、一定の確率で被る可能性のある最大損失額を過去のデータに基づき統計的に求めたものです。当会の金利リスクの算定においては、保有期間1年、確率1%とし、過去1年の金利変動データを基に算出しています。

(1) 金利リスクに関して当会が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額

(単位：百万円)

| | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--------------------------------|--------|--------|
| 内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額 | 21,832 | 40,580 |

自己資本の充実の状況等 (連結)

1. 連結の範囲に関する事項

| | | |
|---|---------------|----------------------|
| 連結子会社数並びに連結子会社の名称および主要な業務内容 ○ 連結子会社数 1社 | 名 称 | 主要な業務内容 |
| | 北海道信連サービス株式会社 | 建物施設等の管理および その他業務 |

2. 自己資本の状況

(1) 自己資本比率の状況

当連結グループでは、多様化するリスクに対応するとともに、会員やお客さまのニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。平成25年度末における自己資本比率は、内部留保に努め、また会員からの資本調達もあり18.16%となりました。

なお、自己資本比率の算出に当たっては、単体に準じた内容としています。

(2) 自己資本調達手段の概要

当連結グループの自己資本は会員からの普通出資のほか後配出資金、永久劣後特約付借入金により調達しています。

普通出資金

| 項 目 | 内 容 |
|-------------------|-----------------|
| 発行主体 | 北海道信用農業協同組合連合会 |
| 資本調達手段の種類 | 普通出資 |
| コア資本に係る基礎項目に算入した額 | 472億円(前年度459億円) |

後配出資金

| 項 目 | 内 容 |
|-------------------|-----------------|
| 発行主体 | 北海道信用農業協同組合連合会 |
| 資本調達手段の種類 | 後配出資金 |
| コア資本に係る基礎項目に算入した額 | 486億円(前年度486億円) |

永久劣後特約付借入金

| 項 目 | 内 容 |
|-------------------------|-----------------|
| 発行主体 | 北海道信用農業協同組合連合会 |
| 資本調達手段の種類 | 永久劣後特約付借入金 |
| コア資本に係る基礎項目に算入した額 | 258億円(前年度258億円) |
| 一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約 | あり(※1) |

※1 劣後事由(破産の場合または民事再生の場合)が発生・継続している場合を除き、かつ、監督当局の事前承認が得られた場合に、1か月前までに通知することにより、借入日より10年が経過した直後の利息支払期日およびそれ以降の利息支払期日に、いつでもその全部または一部を償還時までの経過利息とともに償還することが可能

(3) 当連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当連結グループは、規制対応および事業継続を確保する目的から、法令で定められた要件に基づき規制上の自己資本比率を算出し、規制資本を把握、管理することにより自己資本充実度の評価を行っています。

具体的な自己資本比率充実度の評価方法については、単体に準じた内容としています。

(1) 自己資本の構成

25年度

(単位：百万円)

| 項 目 | 平成25年度 | 経過措置による不算入額 |
|--|-----------|-------------|
| コア資本に係る基礎項目 (1) | | |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額 | 109,370 | |
| うち、出資金および資本準備金の額 | 95,879 | |
| うち、再評価積立金の額 | - | |
| うち、利益剰余金の額 | 15,255 | |
| うち、外部流出予定額 (△) | 1,764 | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | - | |
| コア資本に算入される評価・換算差額等 | - | |
| うち、退職給付に係るものの額 | - | |
| コア資本に係る調整後少数株主持分の額 | - | |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 5,597 | |
| うち、一般貸倒引当金および相互援助積立金コア資本算入額 | 5,597 | |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | - | |
| 適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 25,800 | |
| うち、回転出資金の額 | - | |
| うち、負債性資本調達手段の額 | 25,800 | |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | - | |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 2,806 | |
| コア資本に係る基礎項目の額 (イ) | 143,574 | |
| コア資本に係る調整項目 (2) | | |
| 無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。) の額の合計額 | - | 190 |
| うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。) の額 | - | - |
| うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額 | - | 190 |
| 繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額 | - | - |
| 適格引当金不足額 | - | - |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | - | - |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | - | - |
| 退職給付に係る資産の額 | - | - |
| 自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額 | - | - |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | - | - |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 | - | - |
| 特定項目に係る十パーセント基準超過額 | - | - |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | - | - |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額 | - | - |
| うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額 | - | - |
| 特定項目に係る十五パーセント基準超過額 | - | - |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | - | - |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額 | - | - |
| うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額 | - | - |
| コア資本に係る調整項目の額 (ロ) | - | |
| 自己資本 | | |
| 自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ) | 143,574 | |
| リスク・アセット等 (3) | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 767,407 | |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | △ 197,961 | |
| うち、無形固定資産 (のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く) | 190 | |
| うち、繰延税金資産 | - | |
| うち、退職給付に係る資産 | - | |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | △ 204,389 | |
| うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額に係るものの額 | 6,237 | |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を十パーセントで除して得た額 | 23,145 | |
| 信用リスク・アセット調整額 | - | |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 | - | |
| リスク・アセット等の額の合計額 (ニ) | 790,552 | |
| 自己資本比率 | | |
| 自己資本比率 ((ハ) / (ニ)) | 18.16% | |

自己資本の充実の状況等 (連結)

24年度

(単位：百万円)

| 項 目 | 平成24年度 |
|--|---------|
| 出 資 金 | 94,599 |
| うち後配出資金 | 48,650 |
| 回 転 出 資 金 | - |
| 資 本 剰 余 金 | - |
| 利 益 剰 余 金 | 5,388 |
| 処 分 未 済 持 分 | - |
| そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損 | - |
| 新 株 予 約 権 | - |
| 連 結 子 法 人 等 の 少 数 株 主 持 分 | - |
| 営 業 権 相 当 額 | - |
| 連 結 調 整 勘 定 相 当 額 | - |
| の れ ん 相 当 額 | - |
| 企業結合等により計上される無形固定資産相当額 | - |
| 証券化取引により増加した自己資本に相当する額 | - |
| 基 本 的 項 目 計 (A) | 99,987 |
| 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額 | 2,806 |
| 一 般 貸 倒 引 当 金 | 171 |
| 相 互 援 助 積 立 金 | 5,589 |
| 負 債 性 資 本 調 達 手 段 等 | 25,800 |
| 負 債 性 資 本 調 達 手 段 | 25,800 |
| 期 限 付 劣 後 債 務 | - |
| 補 完 的 項 目 不 算 入 額 (△) | △ 872 |
| 補 完 的 項 目 計 (B) | 33,495 |
| 自 己 資 本 総 額 (A + B) (C) | 133,482 |
| 他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額 | - |
| 負債性資本調達手段およびこれに準ずるもの | - |
| 期限付劣後債務およびこれに準ずるもの | - |
| 連結の範囲に含まれない金融子会社および金融業務を営む子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段 | - |
| 非同時決済取引に係る控除額および信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額 | - |
| 基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー（ファンドのうち裏付資産を把握できない資産を含む。）および信用補完機能を持つ1/0ストリップ（告示第223条を準用する場合を含む。） | 476 |
| 控 除 項 目 不 算 入 額 | - |
| 控 除 項 目 計 (D) | 476 |
| 自 己 資 本 額 (C - D) (E) | 133,005 |
| 資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目 | 684,628 |
| オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目 | 73,746 |
| オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 | 23,777 |
| リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 計 (F) | 782,152 |
| T i e r 1 比 率 (A/F) | 12.78% |
| 自 己 資 本 比 率 (E/F) | 17.00% |

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第2号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しており、平成24年度は旧告示（バーゼルⅡ）に基づく連結自己資本比率を記載しています。なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
- なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
3. 平成24年度については、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例を定める告示（平成24年金融庁・農水省告示第13号）」に基づき基本的項目から、その他有価証券評価差損を控除していないため、「その他有価証券の評価差損」は「-」（ハイフン）で記載しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

a. 信用リスクに対する所要自己資本の額およびポートフォリオごとの額

(単位：百万円)

| 信用リスク・アセット (標準的手法) | 平成24年度 | | | 平成25年度 | | |
|---|-------------------|----------------|-------------------|-------------------|----------------|-------------------|
| | エクスポージャーの 期末残高 | リスク・アセット額 a | 所要自己資本額 b=a×4% | エクスポージャーの 期末残高 | リスク・アセット額 a | 所要自己資本額 b=a×4% |
| 我が国の中央政府および中央銀行向け | 339,832 | — | — | 455,885 | — | — |
| 我が国の地方公共団体向け | 269,251 | — | — | 262,395 | — | — |
| 地方公共団体金融機構向け | 9,721 | 410 | 16 | 4,574 | 416 | 16 |
| 我が国の政府関係機関向け | 45,517 | 3,660 | 146 | 48,841 | 4,374 | 174 |
| 地方三公社向け | 22,453 | — | — | 20,870 | 0 | — |
| 金融機関および第一種金融商品取引業者向け | 1,846,881 | 398,991 | 15,959 | 1,784,616 | 350,472 | 14,018 |
| 法人等向け | 296,744 | 213,305 | 8,532 | 302,533 | 220,217 | 8,808 |
| 中小企業等向けおよび個人向け | 16,168 | 12,095 | 483 | 16,100 | 12,017 | 480 |
| 抵当権付住宅ローン | 41 | 14 | 0 | 35 | 12 | 0 |
| 不動産取得等事業向け | 902 | 840 | 33 | 820 | 766 | 30 |
| 三月以上延滞等 | 569 | 475 | 19 | 55 | 83 | 3 |
| 信用保証協会等による保証付 | 36,061 | 3,464 | 138 | 31,603 | 3,107 | 124 |
| 出資等 | 107,552 | 107,552 | 4,302 | 20,245 | 20,129 | 805 |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段 | | | | 136,259 | 340,648 | 13,625 |
| 特定項目のうち調整項目に算入されないもの | | | | — | — | — |
| 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド) のうち、個々の資産の把握が困難な資産 | 299 | 1 | 0 | 389 | 1 | 0 |
| 証券化 | 21,338 | 6,745 | 269 | 13,088 | 8,845 | 353 |
| 経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの | | | | | △197,961 | △7,918 |
| 上記以外 | 17,949 | 10,816 | 432 | 10,336 | 4,260 | 170 |
| 標準的手法を適用するエクスポージャー別計 | 3,031,284 | 758,374 | 30,334 | — | 767,337 | 30,693 |
| CVAリスク相当額÷8% | | | | | 12 | 0 |
| 中央清算機関関連エクスポージャー | | | | 76 | 1 | 0 |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 3,031,284 | 758,374 | 30,334 | 3,108,728 | 767,407 | 30,696 |

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
 5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものの、不算入としたものが該当します。
 7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

b. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

| | 平成24年度 | | 平成25年度 | |
|-----------------------------|-------------------------------|-------------------|-------------------------------|-------------------|
| | オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除した額 a | 所要自己資本額 b=a×4% | オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除した額 a | 所要自己資本額 b=a×4% |
| オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本額 | 23,777 | 951 | 23,145 | 925 |

- (注) 1. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
 (オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法))

$$\frac{(\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

c. 連結自己資本比率の分母の額に4%を乗じた額

(単位：百万円)

| | 平成24年度 | | 平成25年度 | |
|---------|---------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
| | リスク・アセット(分母)合計 a | 所要自己資本額 b=a×4% | リスク・アセット(分母)合計 a | 所要自己資本額 b=a×4% |
| 所要自己資本額 | 782,152 | 31,286 | 790,552 | 31,622 |

自己資本の充実の状況等 (連結)

3. 信用リスクに関する事項

当連結グループでは、親会社以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針および手続等は定めていません。親会社における信用リスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容（P90）をご参照ください。

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

a. 地域別

(単位：百万円)

| | 平成24年度 | | | | 平成25年度 | | | |
|----|----------------------|------------|---------|----------------|----------------------|------------|---------|----------------|
| | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | | | | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | | | |
| | | うち 貸出金等 | うち債券 | うち店頭 デリバティブ | | うち 貸出金等 | うち債券 | うち店頭 デリバティブ |
| 国内 | 2,994,581 | 861,299 | 658,353 | - | 3,083,079 | 872,497 | 674,637 | - |
| 国外 | 15,364 | - | 15,364 | - | 12,560 | - | 12,560 | - |
| 合計 | 3,009,946 | 861,299 | 673,718 | - | 3,095,640 | 872,497 | 687,198 | - |

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のことをいいます。

b. 業種別

(単位：百万円)

| | 平成24年度 | | | | 平成25年度 | | | | |
|-----|----------------------|------------|---------|----------------|----------------------|------------|---------|----------------|---|
| | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | | | | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | | | | |
| | | うち 貸出金等 | うち債券 | うち店頭 デリバティブ | | うち 貸出金等 | うち債券 | うち店頭 デリバティブ | |
| 法人 | 農業 | 7,749 | 7,749 | - | - | 7,294 | 7,294 | - | - |
| | 林業 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 水産業 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 製造業 | 44,628 | 44,095 | - | - | 41,205 | 37,398 | 2,655 | - |
| | 鉱業 | - | - | - | - | 348 | 348 | - | - |
| | 建設・不動産業 | 35,986 | 35,870 | - | - | 34,438 | 34,322 | - | - |
| | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 27,130 | 17,505 | 8,547 | - | 29,028 | 19,008 | 8,832 | - |
| | 運輸・通信業 | 23,725 | 3,752 | 19,972 | - | 19,062 | 2,992 | 16,069 | - |
| | 金融・保険業 | 1,845,183 | 352,845 | 143,033 | - | 1,934,509 | 373,056 | 54,285 | - |
| | 卸売・小売・飲食・サービス業 | 270,633 | 270,508 | - | - | 265,399 | 263,554 | 1,121 | - |
| | 日本国政府・地方公共団体 | 606,003 | 110,380 | 495,623 | - | 717,233 | 116,550 | 600,682 | - |
| | 上記以外 | 6,542 | 1 | 6,541 | - | 3,560 | - | 3,551 | - |
| 個人 | 18,589 | 18,589 | - | - | 17,971 | 17,971 | - | - | |
| その他 | 123,773 | - | - | - | 25,587 | - | - | - | |
| 合計 | 3,009,946 | 861,299 | 673,718 | - | 3,095,640 | 872,497 | 687,198 | - | |

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のことをいいます。
4. 「その他」には、ファンドのうちの個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

c. 残存期間別

(単位：百万円)

| | 平成24年度 | | | | 平成25年度 | | | |
|------------|----------------------|---------|----------------|---|----------------------|---------|----------------|---|
| | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | | | | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | | | |
| | うち 貸出金等 | うち債券 | うち店頭 デリバティブ | | うち 貸出金等 | うち債券 | うち店頭 デリバティブ | |
| 1年以下 | 1,842,625 | 417,252 | 76,537 | - | 1,849,846 | 415,662 | 19,709 | - |
| 1年超3年以下 | 194,603 | 86,604 | 107,599 | - | 144,342 | 73,919 | 70,423 | - |
| 3年超5年以下 | 220,863 | 93,147 | 127,715 | - | 229,445 | 120,643 | 108,802 | - |
| 5年超7年以下 | 153,416 | 75,859 | 77,556 | - | 178,348 | 70,547 | 107,800 | - |
| 7年超10年以下 | 243,398 | 96,208 | 147,144 | - | 381,186 | 140,519 | 240,667 | - |
| 10年超 | 187,277 | 50,112 | 137,165 | - | 190,678 | 50,884 | 139,794 | - |
| 期限の定めのないもの | 167,761 | 42,113 | - | - | 121,790 | 320 | - | - |
| 合計 | 3,009,946 | 861,299 | 673,718 | - | 3,095,640 | 872,497 | 687,198 | - |

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。

3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のことをいいます。

(2) 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

a. 地域別

(単位：百万円)

| | | 平成24年度 | 平成25年度 |
|---|---|--------|--------|
| 国 | 内 | 569 | 55 |
| 国 | 外 | - | - |
| 合 | 計 | 569 | 55 |

(注) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことをいいます。

自己資本の充実の状況等 (連結)

b. 業種別

(単位：百万円)

| | | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-----|-----------------------------|--------|--------|
| 法人 | 農 業 | - | - |
| | 林 業 | - | - |
| | 水 産 業 | - | - |
| | 製 造 業 | - | - |
| | 鉱 業 | - | - |
| | 建 設 ・ 不 動 産 業 | 318 | 55 |
| | 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 | - | - |
| | 運 輸 ・ 通 信 業 | - | - |
| | 金 融 ・ 保 険 業 | 250 | - |
| | 卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 ・ サ ー ビ ス 業 | - | - |
| | 上 記 以 外 | - | - |
| | 個 人 | - | - |
| 合 計 | 569 | 55 | |

(注)「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことをいいます。

(3) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額

a. 種類別

(単位：百万円)

| | 平成24年度 | | | | | 平成25年度 | | | | |
|---------|--------|-------|-------|-------|------|--------|-------|-------|-----|------|
| | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 |
| | | | 目的使用 | その他 | | | | 目的使用 | その他 | |
| 一般貸倒引当金 | 291 | 171 | - | 291 | 171 | 171 | 7 | - | 171 | 7 |
| 個別貸倒引当金 | 1,347 | 935 | 235 | 1,103 | 943 | 943 | 382 | 15 | 927 | 358 |

b. 地域別

(単位：百万円)

| | 平成24年度 | | | | | 平成25年度 | | | | |
|-----|--------|-------|-------|-------|------|--------|-------|-------|-----|------|
| | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 |
| | | | 目的使用 | その他 | | | | 目的使用 | その他 | |
| 国 内 | 1,347 | 935 | 235 | 1,103 | 943 | 943 | 382 | 15 | 927 | 358 |
| 国 外 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 合 計 | 1,347 | 935 | 235 | 1,103 | 943 | 943 | 382 | 15 | 927 | 358 |

(注) 一般貸倒引当金については地域別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

c. 業種別

(単位：百万円)

| | | 平成24年度 | | | | | 平成25年度 | | | | |
|------|----------------|--------|-------|-------|-----|------|--------|-------|-------|-----|------|
| | | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 |
| | | | | 目的使用 | その他 | | | | 目的使用 | その他 | |
| 法人 | 農業 | 16 | 0 | - | 16 | 0 | 0 | 5 | - | 0 | 5 |
| | 林業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 水産業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 製造業 | 205 | 193 | - | 205 | 193 | 193 | - | - | 193 | - |
| | 鉱業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 建設・不動産業 | 325 | 226 | 71 | 254 | 226 | 226 | 179 | - | 226 | 179 |
| | 電気・ガス・熱供給・水道業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 運輸・通信業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 金融・保険業 | 366 | 262 | 63 | 303 | 262 | 262 | 166 | - | 262 | 158 |
| | 卸売・小売・飲食・サービス業 | 418 | 242 | 96 | 314 | 250 | 250 | 17 | 8 | 242 | 9 |
| 上記以外 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 個人 | 15 | 10 | 5 | 9 | 10 | 10 | 13 | 7 | 2 | 5 | |
| 合計 | 1,347 | 935 | 235 | 1,103 | 943 | 943 | 382 | 15 | 927 | 358 | |

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(4) 業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

| | | 平成24年度 | 平成25年度 |
|----------------|--|--------|--------|
| | | 法人 | |
| 農業 | | - | - |
| 林業 | | - | - |
| 水産業 | | - | - |
| 製造業 | | - | - |
| 鉱業 | | - | - |
| 建設・不動産業 | | 6 | - |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | | - | - |
| 運輸・通信業 | | - | - |
| 金融・保険業 | | - | 7 |
| 卸売・小売・飲食・サービス業 | | 6 | - |
| 上記以外 | | - | - |
| 個人 | | 0 | 0 |
| 合計 | | 13 | 7 |

自己資本の充実の状況等 (連結)

(5) 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

| | 平成24年度 | | | 平成25年度 | | |
|-------|---------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|
| | 格付あり | 格付なし | 計 | 格付あり | 格付なし | 計 |
| 0% | - | 698,723 | 698,723 | - | 788,150 | 788,150 |
| 2% | - | - | - | - | 73 | 73 |
| 4% | - | - | - | - | 2 | 2 |
| 10% | - | 75,232 | 75,232 | - | 78,504 | 78,504 |
| 20% | 18,164 | 1,765,123 | 1,783,288 | 8,775 | 1,755,193 | 1,763,969 |
| 35% | - | 41 | 41 | - | 35 | 35 |
| 50% | 120,576 | 250 | 120,827 | 137,975 | - | 137,975 |
| 75% | - | 16,138 | 16,138 | - | 16,039 | 16,039 |
| 100% | 29,185 | 286,266 | 315,452 | 34,646 | 282,614 | 317,260 |
| 150% | - | 242 | 242 | - | 55 | 55 |
| 200% | - | - | - | - | - | - |
| 250% | - | - | - | - | - | - |
| その他 | - | - | - | - | - | - |
| 1250% | - | - | - | - | - | - |
| 合 計 | 167,927 | 2,842,018 | 3,009,946 | 181,397 | 2,920,670 | 3,102,067 |

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
 3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したのものについても集計の対象としています。
 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

当連結グループにおける信用リスク削減手法に関するリスク います。具体的内容は単体の開示内容（P94）をご参照ください。管理の方針および手続等については、親会社に準じて管理して います。

(1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

| | 平成24年度 | | | 平成25年度 | | |
|----------------------|--------------|--------|------------------|--------------|--------|------------------|
| | 適格金融 資産担保 | 保 証 | クレジット・ デリバティブ | 適格金融 資産担保 | 保 証 | クレジット・ デリバティブ |
| 地方公共団体金融機構向け | - | 5,675 | - | - | 504 | - |
| 我が国の政府関係機関向け | - | 8,913 | - | - | 5,241 | - |
| 地方三公社向け | - | 22,453 | - | - | 20,870 | - |
| 金融機関および第一種金融商品取引業者向け | 9 | - | - | 57 | - | - |
| 法人等向け | 629 | 6,070 | - | 300 | 4,525 | - |
| 中小企業等向けおよび個人向け | - | - | - | - | - | - |
| 抵当権付住宅ローン | - | - | - | - | - | - |
| 不動産取得等事業向け | - | - | - | - | - | - |
| 三月以上延滞等 | - | - | - | - | - | - |
| 証券化 | - | - | - | - | - | - |
| 中央清算機関関連 | - | - | - | - | - | - |
| 上記以外 | - | - | - | - | - | - |
| 合 計 | 639 | 43,113 | - | 357 | 31,141 | - |

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引のことをいいます。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

当連結グループでは、親会社以外で派生商品取引を行っていないこと、また、長期決済期間取引については、親会社でも取引を行っていないため、連結グループにおける当該取引にかかるリスク管理の方針および手続等は定めていません。親会社におけるリスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示事項（P95）をご参照ください。

(1) 派生商品取引および長期決済期間取引の状況

| | 平成24年度 | 平成25年度 |
|----------------|-----------------|-----------------|
| 与信相当額の算出に用いる方式 | カレント・エクスポージャー方式 | カレント・エクスポージャー方式 |

平成24年度

(単位：百万円)

| | グロス再構築コストの額 | 信用リスク削減効果勘案前の与信相当額 | 担 保 | | | 信用リスク削減効果勘案後の与信相当額 |
|------------------------------|-------------|--------------------|---------|-----|-----|--------------------|
| | | | 現金・自会貯金 | 債 券 | その他 | |
| (1) 外国為替関連取引 | 16 | 50 | - | - | - | 50 |
| (2) 金利関連取引 | - | 45 | - | - | - | 45 |
| (3) 金関連取引 | - | - | - | - | - | - |
| (4) 株式関連取引 | - | 447 | - | - | - | 447 |
| (5) 貴金属（金を除く）関連取引 | - | - | - | - | - | - |
| (6) その他コモディティ関連取引 | - | - | - | - | - | - |
| (7) クレジット・デリバティブ | - | - | - | - | - | - |
| 派生商品合計 | 16 | 542 | - | - | - | 542 |
| 長期決済期間取引 | | | | | | |
| 一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（▲） | | - | | | | - |
| 合 計 | 16 | 542 | - | - | - | 542 |

平成25年度

(単位：百万円)

| | グロス再構築コストの額 | 信用リスク削減効果勘案前の与信相当額 | 担 保 | | | 信用リスク削減効果勘案後の与信相当額 |
|------------------------------|-------------|--------------------|---------|-----|-----|--------------------|
| | | | 現金・自会貯金 | 債 券 | その他 | |
| (1) 外国為替関連取引 | 2 | 42 | - | - | - | 42 |
| (2) 金利関連取引 | - | - | - | - | - | - |
| (3) 金関連取引 | - | - | - | - | - | - |
| (4) 株式関連取引 | - | 31 | - | - | - | 31 |
| (5) 貴金属（金を除く）関連取引 | - | - | - | - | - | - |
| (6) その他コモディティ関連取引 | - | - | - | - | - | - |
| (7) クレジット・デリバティブ | - | - | - | - | - | - |
| 派生商品合計 | 2 | 74 | - | - | - | 74 |
| 長期決済期間取引 | | | | | | |
| 一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（▲） | | - | | | | - |
| 合 計 | 2 | 74 | - | - | - | 74 |

(注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
 2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
 3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

自己資本の充実の状況等 (連結)

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する事項はありません

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する事項はありません

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、親会社以外で証券化エクスポージャーにおけるリスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の取り扱っていないため、連結グループにおける当該取引にかかるリスク管理の方針および手続等は定めていません。親会社におけるリスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容 (P97) をご参照ください。

(1) 当連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する事項はありません

(2) 当連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

a. 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

| | | 平成24年度 | | 平成25年度 | |
|---------|------------|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| | | 証券化 エクスポージャー | 再証券化 エクスポージャー | 証券化 エクスポージャー | 再証券化 エクスポージャー |
| オン・バランス | クレジットカード与信 | 500 | — | 1,762 | — |
| | 住宅ローン | 1,858 | — | 1,408 | — |
| | 自動車ローン | 7,608 | — | 7,654 | — |
| | その他 | 11,848 | — | 2,263 | — |
| | 合計 | 21,815 | — | 13,088 | — |
| オフ・バランス | クレジットカード与信 | — | — | — | — |
| | 住宅ローン | — | — | — | — |
| | 自動車ローン | — | — | — | — |
| | その他 | — | — | — | — |
| | 合計 | — | — | — | — |

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載していますが、再証券化エクスポージャーに該当するものではありません。

b. リスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額

《平成24年度》

(単位：百万円)

| | 証券化エクスポージャー | | | 再証券化エクスポージャー | | |
|---------|---------------|---------------|------------|---------------|----|---------|
| | リスク・ウェイト区分 | 残高 | 所要自己資本額 | リスク・ウェイト区分 | 残高 | 所要自己資本額 |
| オン・バランス | リスク・ウェイト 20% | 17,819 | 142 | リスク・ウェイト 20% | — | — |
| | リスク・ウェイト 50% | 3,045 | 60 | リスク・ウェイト 50% | — | — |
| | リスク・ウェイト 100% | — | — | リスク・ウェイト 100% | — | — |
| | リスク・ウェイト 350% | 474 | 66 | リスク・ウェイト 350% | — | — |
| | その他のリスク・ウェイト | — | — | その他のリスク・ウェイト | — | — |
| | 自己資本控除 | 476 | 476 | 自己資本控除 | — | — |
| | 合計 | 21,815 | 746 | 合計 | — | — |
| オフ・バランス | リスク・ウェイト 20% | — | — | リスク・ウェイト 20% | — | — |
| | リスク・ウェイト 50% | — | — | リスク・ウェイト 50% | — | — |
| | リスク・ウェイト 100% | — | — | リスク・ウェイト 100% | — | — |
| | リスク・ウェイト 350% | — | — | リスク・ウェイト 350% | — | — |
| | その他のリスク・ウェイト | — | — | その他のリスク・ウェイト | — | — |
| | 自己資本控除 | — | — | 自己資本控除 | — | — |
| | 合計 | — | — | 合計 | — | — |

《平成25年度》

(単位：百万円)

| | 証券化エクスポージャー | | | 再証券化エクスポージャー | | |
|---------|----------------|---------------|------------|----------------|----|---------|
| | リスク・ウェイト区分 | 残高 | 所要自己資本額 | リスク・ウェイト区分 | 残高 | 所要自己資本額 |
| オン・バランス | リスク・ウェイト 20% | 11,852 | 94 | リスク・ウェイト 20% | — | — |
| | リスク・ウェイト 50% | 416 | 8 | リスク・ウェイト 50% | — | — |
| | リスク・ウェイト 100% | — | — | リスク・ウェイト 100% | — | — |
| | リスク・ウェイト 350% | 441 | 61 | リスク・ウェイト 350% | — | — |
| | その他のリスク・ウェイト | — | — | その他のリスク・ウェイト | — | — |
| | リスク・ウェイト 1250% | 377 | 188 | リスク・ウェイト 1250% | — | — |
| | 合計 | 13,088 | 353 | 合計 | — | — |
| オフ・バランス | リスク・ウェイト 20% | — | — | リスク・ウェイト 20% | — | — |
| | リスク・ウェイト 50% | — | — | リスク・ウェイト 50% | — | — |
| | リスク・ウェイト 100% | — | — | リスク・ウェイト 100% | — | — |
| | リスク・ウェイト 350% | — | — | リスク・ウェイト 350% | — | — |
| | その他のリスク・ウェイト | — | — | その他のリスク・ウェイト | — | — |
| | リスク・ウェイト 1250% | — | — | リスク・ウェイト 1250% | — | — |
| | 合計 | — | — | 合計 | — | — |

- (注) 1. 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載していますが、再証券化エクスポージャーに該当するものではありません。
 2. 「その他のリスク・ウェイト」には、自己資本比率告示第225条第7項の規定により適用される裏付資産のリスク・ウェイトの加重平均値となるもの、および自己資本比率告示附則第13条の経過措置により適用される上記区分以外のリスク・ウェイトとなるものが該当します。
 3. リスク・ウェイト1250% (平成24年度については、自己資本控除) には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。

自己資本の充実の状況等 (連結)

c. 自己資本比率告示第223条の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

| | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------------|--------|--------|
| クレジットカード与信 | — | — |
| 住宅ローン | — | — |
| 自動車ローン | — | — |
| その他 | 476 | 377 |
| 合計 | 476 | 377 |

(注) 1. 自己資本比率告示第223条の規定に基づき、格付によりリスク・ウェイト1250%を適用したものおよび信用補完機能を持つI/Oストリップスによりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの他、複数の資産を裏付とする資産のうち個々の資産の把握が困難な資産で、格付がBB-未満又は無格付である証券化エクスポージャーが含まれている可能性のある資産を記載しています。

なお、「信用補完機能をもつI/Oストリップス」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組まれたもののことです。

2. 「その他」には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。

3. 平成24年度については、自己資本控除とした額を記載しています。

d. 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ありません

e. 自己資本比率告示附則第13条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当ありません

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

当連結グループにおけるオペレーショナル・リスクの管理方法や手続については、親会社に準じた内容としています。親会社におけるオペレーショナル・リスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容（P99）をご参照ください。

8. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、子法人等が親会社以外の出資その他これに類するエクスポージャーを保有していないため、連結グループにおける当該エクスポージャーにかかるリスク管理の方針および手続等は定めていません。親会社におけるリスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容（P99）をご参照ください。

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

| | 平成24年度 | | 平成25年度 | |
|-----|----------|--------|----------|--------|
| | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 |
| 上場 | 3,041 | 3,041 | 3,662 | 3,662 |
| 非上場 | 93,289 | 93,289 | 93,406 | 93,406 |
| 合計 | 96,331 | 96,331 | 97,069 | 97,069 |

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

| 平成24年度 | | | 平成25年度 | | |
|--------|-----|-----|--------|-----|-----|
| 売却益 | 売却損 | 償却額 | 売却益 | 売却損 | 償却額 |
| — | — | — | — | — | — |

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

| 平成24年度 | | 平成25年度 | |
|--------|-----|--------|-----|
| 評価益 | 評価損 | 評価益 | 評価損 |
| 1,221 | 123 | 1,490 | 217 |

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

| 平成24年度 | | 平成25年度 | |
|--------|-----|--------|-----|
| 評価益 | 評価損 | 評価益 | 評価損 |
| - | - | - | - |

9. 金利リスクに関する事項

当連結グループでは、親会社以外で重要性のある金利リスクを伴う取引を行っていないため、連結グループにおける金利リスクにかかるリスク管理の方針および手続等は定めています。親会社におけるリスク管理の方針および手続等の具体的な内容は単体の開示内容 (P101) をご参照ください。

(1) 金利リスクに関して当連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額

(単位：百万円)

| | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--------------------------------|--------|--------|
| 内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額 | 21,832 | 40,580 |

役員等の報酬体系

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事および監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、平成25年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位:百万円)

| | 支給総額 (注2) | |
|-------------------|-----------|-------|
| | 基本報酬 | 退職慰労金 |
| 対象役員 (注1) に対する報酬等 | 130 | 21 |

(注1) 対象役員は、経営管理委員11名、理事5名、監事5名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

なお、基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等を含めております。

(3) 対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬 (基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(構成:当会の会員JA組合長の中から選出された委員12人)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

・対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等（注1）」の範囲は、当会の職員および当会の主要な連結子法人等（注2）の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額（注3）以上の報酬等を受けるもののうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成25年度において、対象職員等に該当するものはありませんでした（注4）。

（注1）対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

（注2）「主要な連結子法人等」とは、当会の連結子法人等のうち、当会の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

（注3）「同等額」は、平成25年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

（注4）平成25年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。

3. その他

当会の対象役員および対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員および対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。